

草加市告示第 506 号
一般競争入札（事後審査型）公告

一般競争入札（事後審査型）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、次のとおり公告する。
令和8年（2026年）7月7日

草加市長 瀬戸 百合子

※本工事は、「週休2日制モデル工事（現場閉所型）・（完全週休2日）」の試行対象工事である。
※本工事と同時に公告している草加市告示第507号「排水路整備工事（F-412号水路）」は、一抜け方式により実施する。

- 1 入札対象案件
- (1) 工 事 名

改良事業第8-13号 配水管布設替工事
- (2) 工事場所

草加市小山二丁目地内
- (3) 工 期

契約締結日から220日間
- (4) 工事概要

設計図書のとおり
- (5) 入札方法

埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）を利用する。
- (6) 設計図書等

入札情報公開システムへログインし、ダウンロードすること。
- 2 入札に参加する者に必要な要件
- 現在有効な草加市入札参加資格者名簿（建設工事）に登録されている者のうち、公告日の前日において次の要件全てを満たしていること。

入札参加者の資格	参加形態	単体企業
	発注区分（登録業種）	土木工事業
	格付	Aランク
	登録事業所の要件	草加市内の本店で登録している者
必要な許可	－	建築工事業において、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定による <u>特定建設業の許可を有する者</u> であること。
技術者要件	－	入札に参加しようとする者は、建設業法に規定された資格を有する者を、本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。ただし、技術者の専任の取扱いについては「草加市建設工事における技術者の専任に係る取扱要領」のとおりとする。 なお、配置予定技術者は入札執行日において、連続して3か月以上の雇用関係がある者に限る。また、施工に当たって、当初に配置された技術者は原則として変更できないが、やむを得ない特別な理由（病気、死亡、退職等）により変更する場合は、当該技術者と同等以上の資格及び経験を有するものを選任できる者であること。
その他	－	名簿登録の日から起算して2年を経過していない者は、草加市建設工事一般競争入札実施要綱の取扱いによる。
	－	入札公告日から落札決定の日までの期間において、入札に参加する他の入札参加者との間に資本関係又は人的関係がない者であること。（資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加を制限する基準の取扱いによる。）

—	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
—	公告の日から入札日までの期間に草加市の指名停止等の処置を受けていない者
—	会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、裁判所からの更生又は再生手続開始決定がされており、かつ、公告日において本市の再審査を受け、競争入札参加資格を有する者は対象とする。

※「元請としての契約実績等」での契約者は、名簿登録外の事業所でも可とする。また、契約概要で複数の内容の実績を求めている場合、1案件に全てが含まれる必要はない。

3 入札日程と提出書類（電子入札システムの稼動時間内に限る。）

入札参加意思の確認等について	
入札参加	入札参加を希望する者は、次により申請すること。
提出期限	令和8年（2026年）7月28日（火） 午後1時00分
提出書類等	競争参加資格確認申請書（電子入札システム）に次の書式を添付すること。 ・入札参加申込書（Word）
提出方法	電子入札システム
入札参加確認	入札参加申込書の送信後に、電子入札システムから発行される「競争参加確認申請書受付票」を確認したものは、入札参加が可能となる。
設計図書等に対する質問について	
提出期限	令和8年（2026年）7月23日（木） 午前11時00分
提出方法	電子入札システム（提出する場合は、契約課担当へ電話連絡すること。）
回答方法	電子入札システム
入札執行について	
入札書提出期限	令和8年（2026年）7月30日（木） 午前10時50分 入札書受付開始日時等詳細は電子入札システムで確認すること。
提出書類等	入札書（電子入札システム）に次の書式を添付すること。 ・改良事業第8-13号 配水管布設替工事 入札金額見積内訳書(Excel)
開札日	令和8年（2026年）7月30日（木） 午前11時00分
提出方法等	電子入札システム
設計違算に係る疑義確認期間について（入札参加者のみ）	
質問回答書提出期限	入札参加者へ落札候補者の名称及び入札額を記載した入札保留通知の発行日から起算して6日後（閉庁日を除く。）の午後3時まで ※ただし、入札者が1者のみだった場合、当該期間は設けないこととする。
提出書類	・質問回答書（設計違算に係る疑義確認用）
提出場所	草加市契約課
提出方法	電子メール(keiyaku-nyusatsu@city.soka.saitama.jp)に添付し送信すること。 （提出する場合は、契約課担当へ電話連絡すること。）
公表方法	埼玉県入札情報公開システム
入札参加資格審査資料の提出について（落札候補者のみ）	
提出期限	落札候補者への連絡日から起算して2日後（閉庁日を除く。）の午後5時まで
提出書類	参加資格確認に必要な資料 （技術者等については「技術者・現場代理人施工実績調書」、草加市発注以外の施工実績については「工事施工実績調書」のそれぞれに証明書類の写しを添付したもの）
提出場所	草加市契約課

提出方法	持参、郵送（消印有効）又は電子ファイル（@を押したものを）を電子メール（keiyaku-nyusatsu@city.soka.saitama.jp）に添付し送信すること。 ※電子メールにより提出する場合には、送信後、電話連絡により契約課に知らせること。
------	---

- （１） 添付書類の様式は、特別な指示がある場合を除き、電子入札システム（入札情報公開システム）の添付書類を優先し、添付の無い場合は草加市ホームページに添付されている様式を利用すること。
- （２） 入札日程は変更することがあり、その場合は電子入札システムにより通知する。
- （３） １回目の入札の最低価格が、予定価格を下回らない場合は、２回目の入札を行う。入札執行回数は原則３回を限度とする。スケジュールは電子入札システムにより通知する。

４ 入札保証金 免除

５ 調査基準価格 最低制限価格を設定する。（最低制限価格を下回る価格で入札が行われた場合、当該入札をした者を失格とする。）
／最低制限価格

６ 現場説明会 開催しない

７ 一抜け方式による入札

- （１） ※本工事と同時に公告している草加市告示第５０７号「排水路整備工事（F-412号水路）」は、一抜け方式により実施する。
- （２） 落札決定順位は①改良事業第8-13号 配水管布設替工事、②排水路整備工事（F-412号水路）の順とする。
- （３） 一抜け方式対象案件の一つの工事について、落札候補者となった者（落札候補者となった共同企業体の構成員含む。）が、その後開札される他の工事について入札を行っている場合は、その入札（他の共同企業体の構成員となり提出した入札を含む。）を無効とする。ただし、落札候補者の入札書を無効とした結果、当該入札の参加者がなくなる場合等、一抜け方式による競争性が確保できないおそれがある場合は、当該入札においては一抜け方式を行わない。
- （４） 一抜け方式対象案件の一つの工事について落札候補者となった者が、その後開札されるほかの工事について最低価格による入札を行っており、かつ最低価格による入札をした者が２者以上いる場合、その後開札されるほかの工事について、電子くじは開札時に実施せず、入札額のみを記載した入札保留通知を発行し、設計違算等に係る疑義確認を行う。その後、設計違算等が無いと確認したものについては、適宜、電子くじ、一抜けを実施した上で、順次、落札者を決定する。

８ 落札者の決定方法等

- （１） 開札後、予定価格以下で最低の価格をもって有効な入札をしたものを落札候補者とする。落札候補者が決定した場合、入札参加資格の審査を行うため落札者の決定は保留とする。ただし、調査基準価格を設定した案件においては、最低価格入札者であっても落札候補者とならない場合がある。
- （２） 最低価格を入札した者が２者以上いる場合は、電子くじを実施し、落札候補者を決定する。この場合、当該入札参加者はくじを辞退することはできない。
- （３） 落札候補者となった入札参加者には、発注者から電話、電子メール等により連絡する。
- （４） 落札候補者が入札参加資格審査資料等の必要書類を提出しないとき、又は審査に関する市の指示に従わないときは失格とする。
- （５） 入札参加資格審査は、落札候補者から提出された資料を受けた日の翌日から起算して２日（閉庁日を除く。）以内に行う。ただし、入札参加資格について疑義が生じた場合はこの限りでない。
- （６） 落札候補者の審査の結果、入札参加資格を満たしていないと認めた場合、その者を失格とし、当該落札候補者の次に低い価格を入札した者について審査を行う。予定価格以下で入札価格が低い順に、入札参加資格があると認められる落札候補者が決定するまで審査を続けるものとする。
- （７） 審査の結果、入札参加資格を満たす落札候補者を落札者として決定し、電子入札システム（落札者決定通知書）により通知する。

Tel : 0 4 8 - 8 3 0 - 2 2 6 3 月～金（平日）：午前8時30分-午後5時15分